

大分大学理工学部技術部業務実施委員会細則

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部細則第13号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部技術部組織規程（平成29年理工学部規程第7号）第11条第2項の規定により、大分大学理工学部技術部業務実施委員会（以下「業務実施委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 業務実施委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、及び実施する。

- (1) 技術部の業務の総括及び実施に関する事項
- (2) 技術部の業務の実施状況の把握と円滑な業務の遂行に関する事項
- (3) その他技術部の業務の実施に関する事項

(構成及び任期)

第3条 業務実施委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総括技術長
- (2) 副総括技術長
- (3) 総括技術長補佐
- (4) 技術長
- (5) 各技術室技術職員 8人
- (6) その他技術部長が必要と認める者

2 前項第5号及び第6号の委員は、技術部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 業務実施委員会に委員長を置き、総括技術長をもって充てる。

2 委員長は、業務実施委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 業務実施委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 業務実施委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(事務)

第8条 業務実施委員会の事務は、理工学部技術部において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、業務実施委員会の組織及び運営に関する事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年理工学部細則第2号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年理工学部細則第5号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。